

A light blue silhouette map of India is positioned in the background, partially obscured by the title text.

インド知的財産の概況

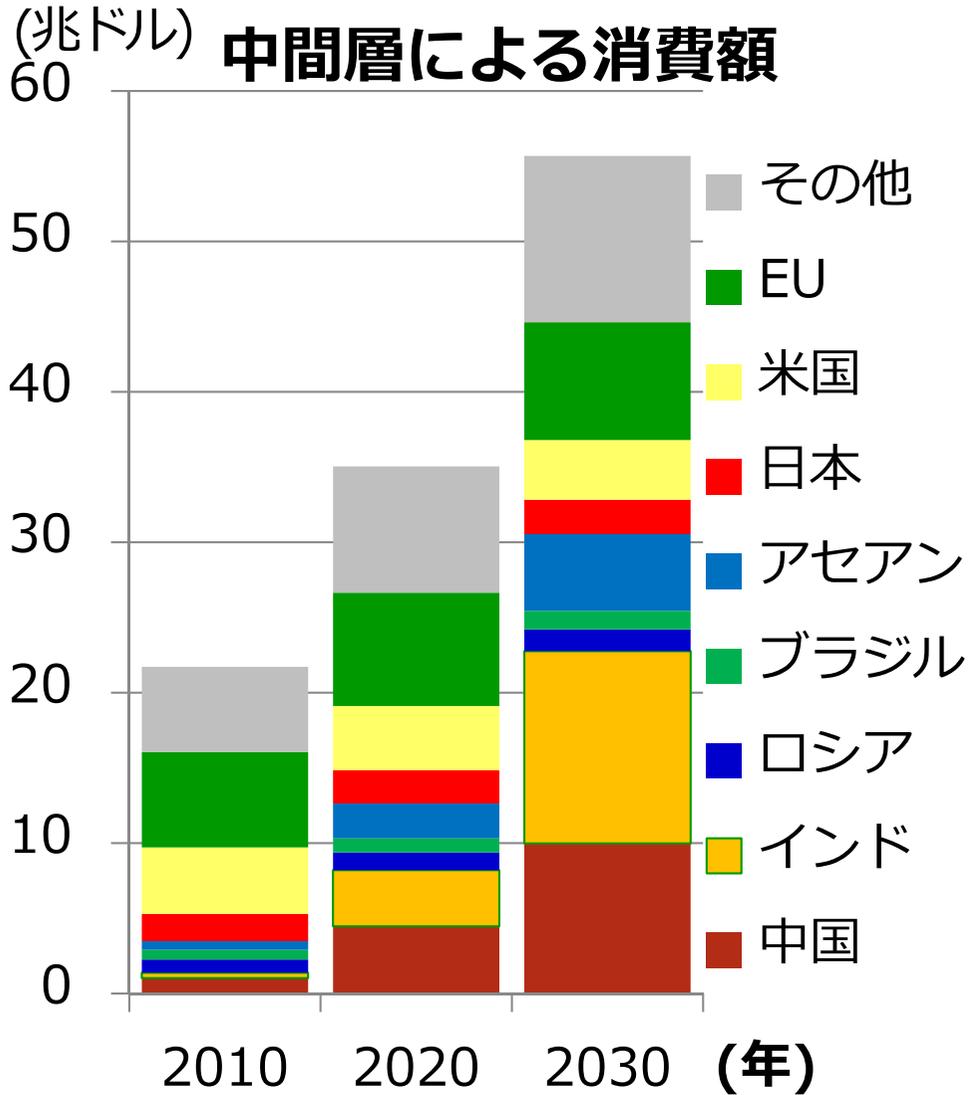
May. 2014

JETRO New Delhi

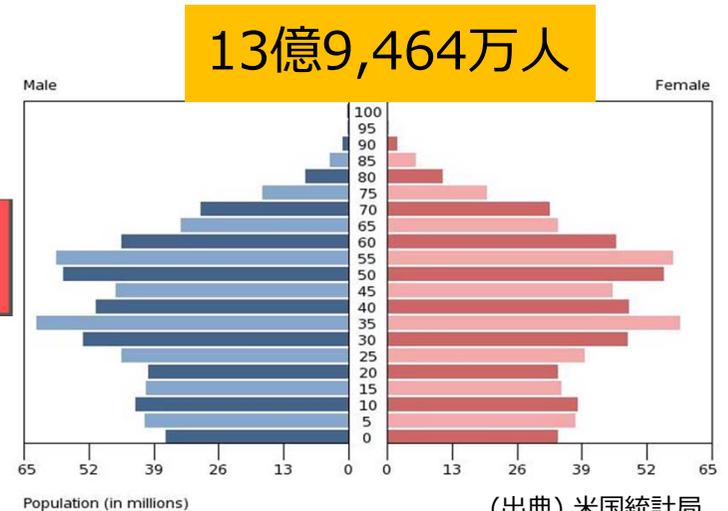
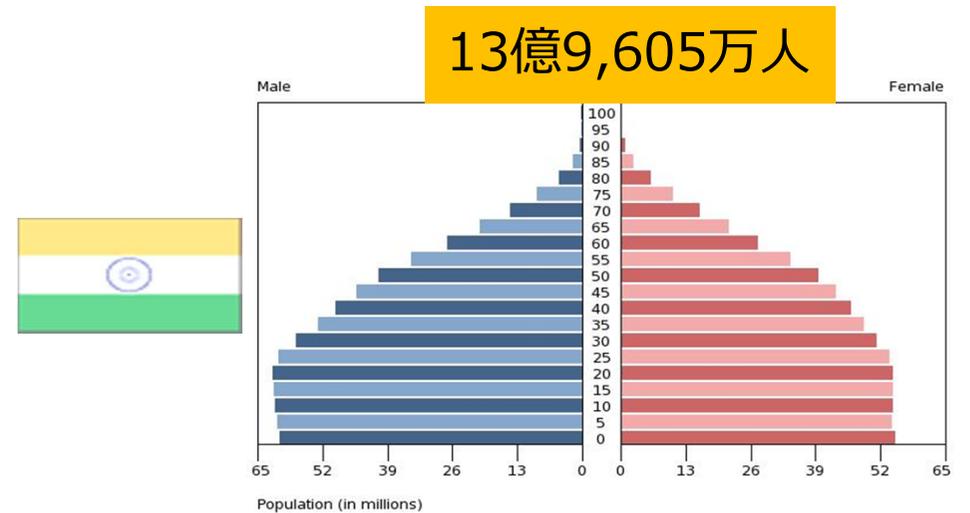
今浦 陽恵

Akiyoshi_Imaura@jetro.go.jp

旺盛な消費と豊富な労働力



2025年の人口構成

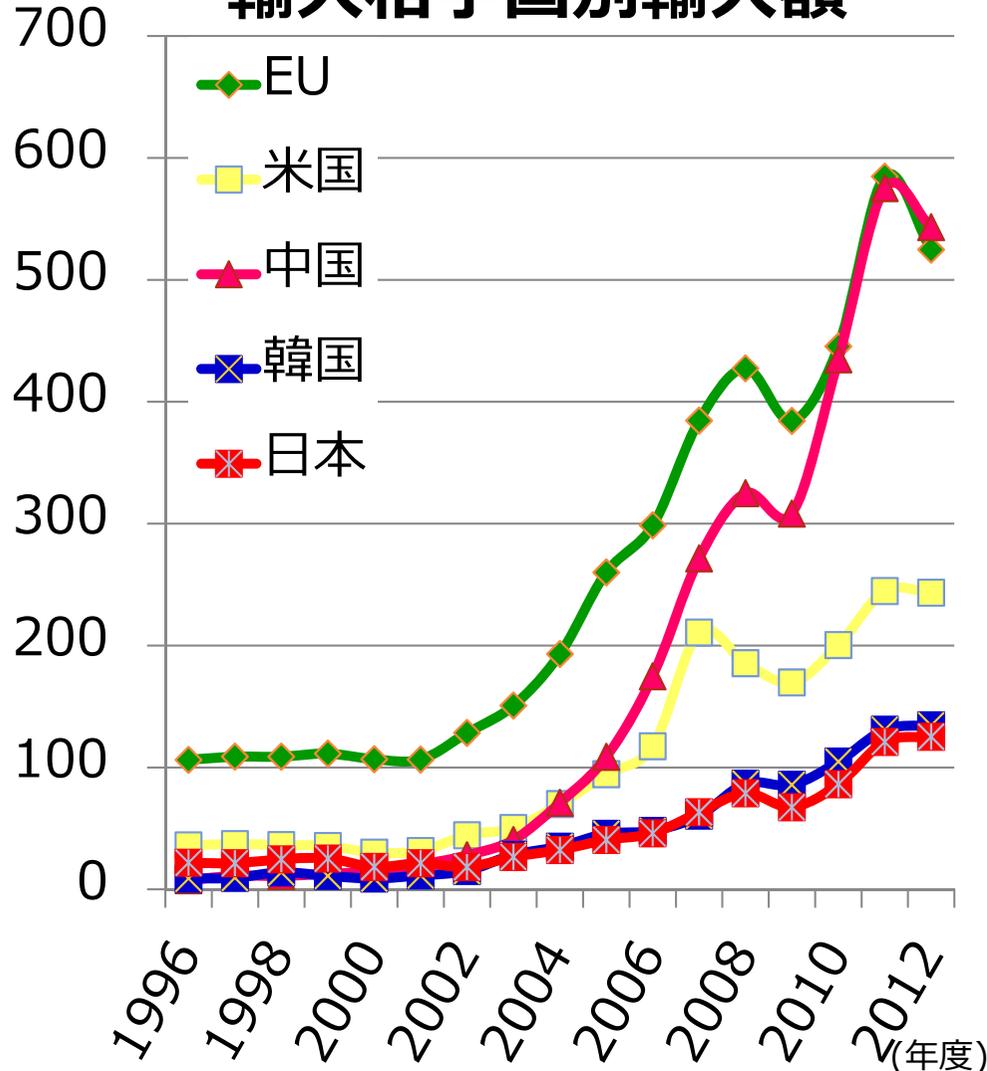


(出典) OECD DEVELOPMENT CENTRE (Working Paper No.285) 2010に基づき]

(出典) 米国統計局

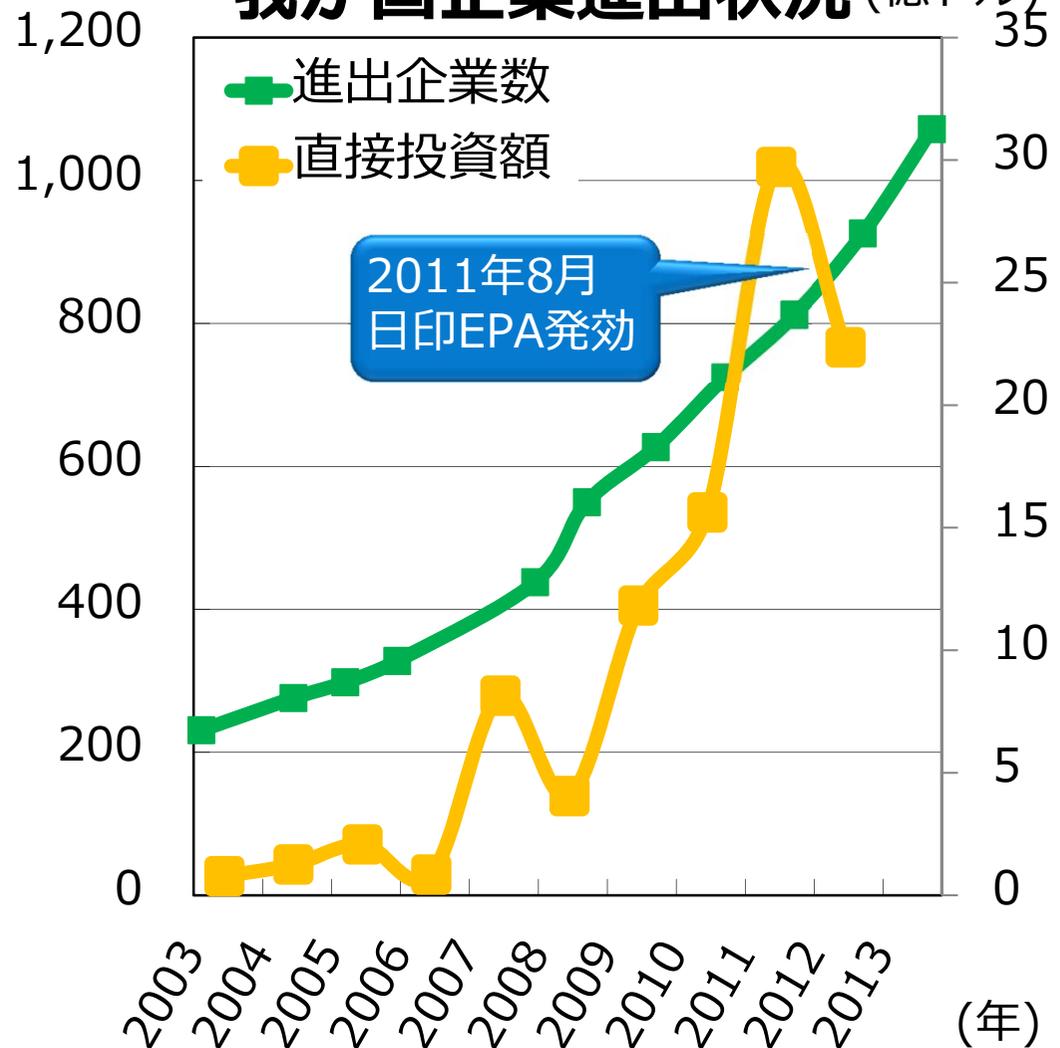
我が国企業の進出動向

(億ドル) **輸入相手国別輸入額**



(出典) インド商工省 Export Import Banl

(企業数) **我が国企業進出状況** (億ドル)



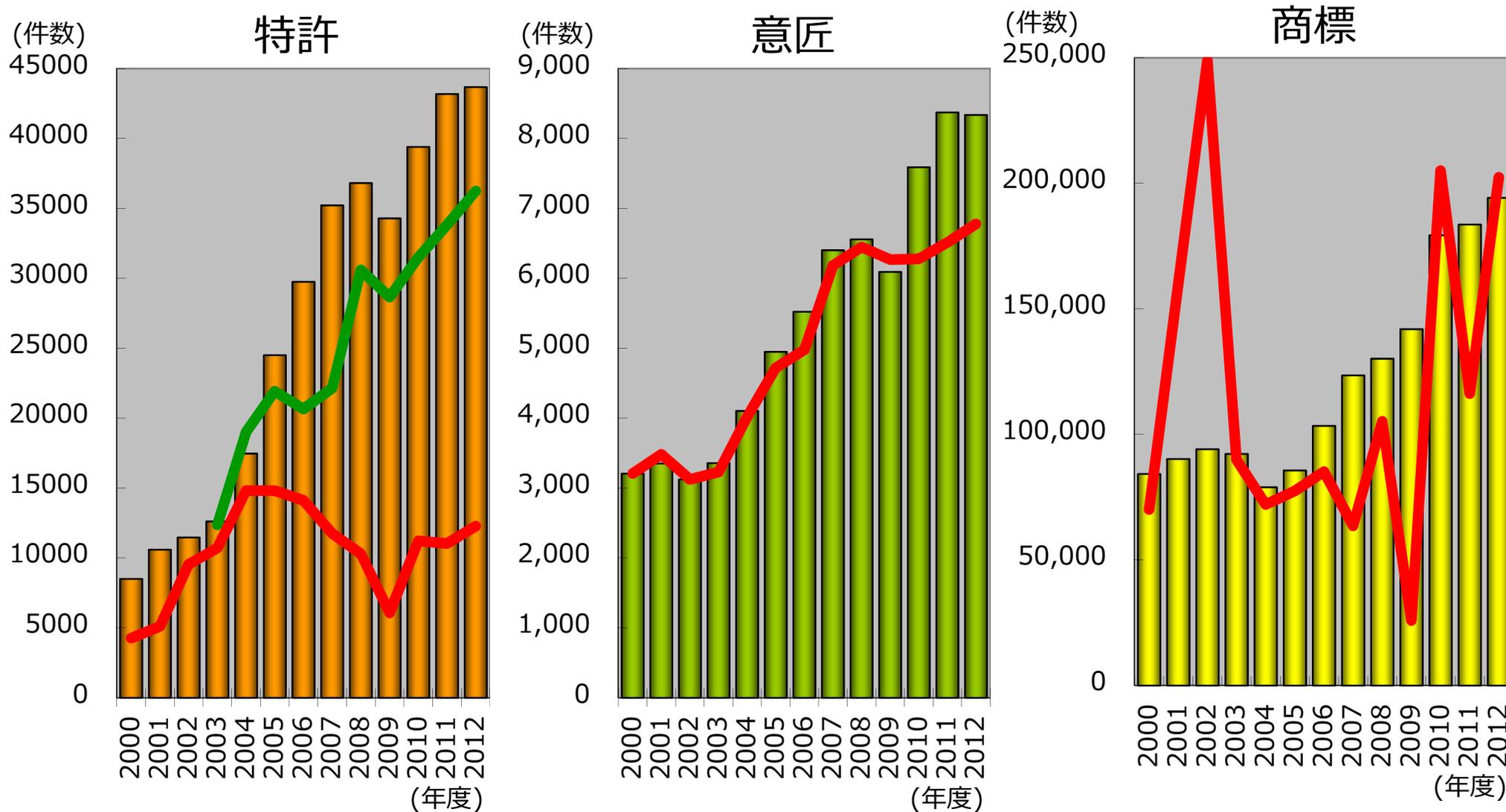
(出典) 在インド日本大使館、インド商工省

R&Dセンターとしてのインド

GE	<ul style="list-style-type: none">2000年にバンガロールに研究開発拠点を立ち上げ。今後3年間で6000万ドルの追加投資を行い、5000人(現状4500人)による研究開発体制を構築する。ここ2年間で、リバース・イノベーションを通じたコストダウンを通じて、風力用タービンから乳児用製品まで30の製品を新たに生み出してきた。今後さらに、機関車や信号機など30の製品を新たにインドにおけるR&Dを通じて生み出していく計画。
シーメンス	<ul style="list-style-type: none">インド全体で11の研究開発拠点をもち。バンガロールのCorporate Technology Centerはインドのみならず、世界全体の研究開発の拠点となっている。
サムソン	<ul style="list-style-type: none">デリーとバンガロールの2拠点で合計6000名がR&D部門に勤務。インドマーケット向けのテレビ、携帯電話等の開発を実施。
デュポン	<ul style="list-style-type: none">施設2ヶ所。そのうちの1つの研究施設は自動車産業の集積地ブネに位置し、自動車メーカー、現地企業等と協業しながら、自動車関連の研究開発を実施。

リバース・イノベーション：成熟市場での成功モデルを捨て、新興国のニーズを捉えた現地発のイノベーション

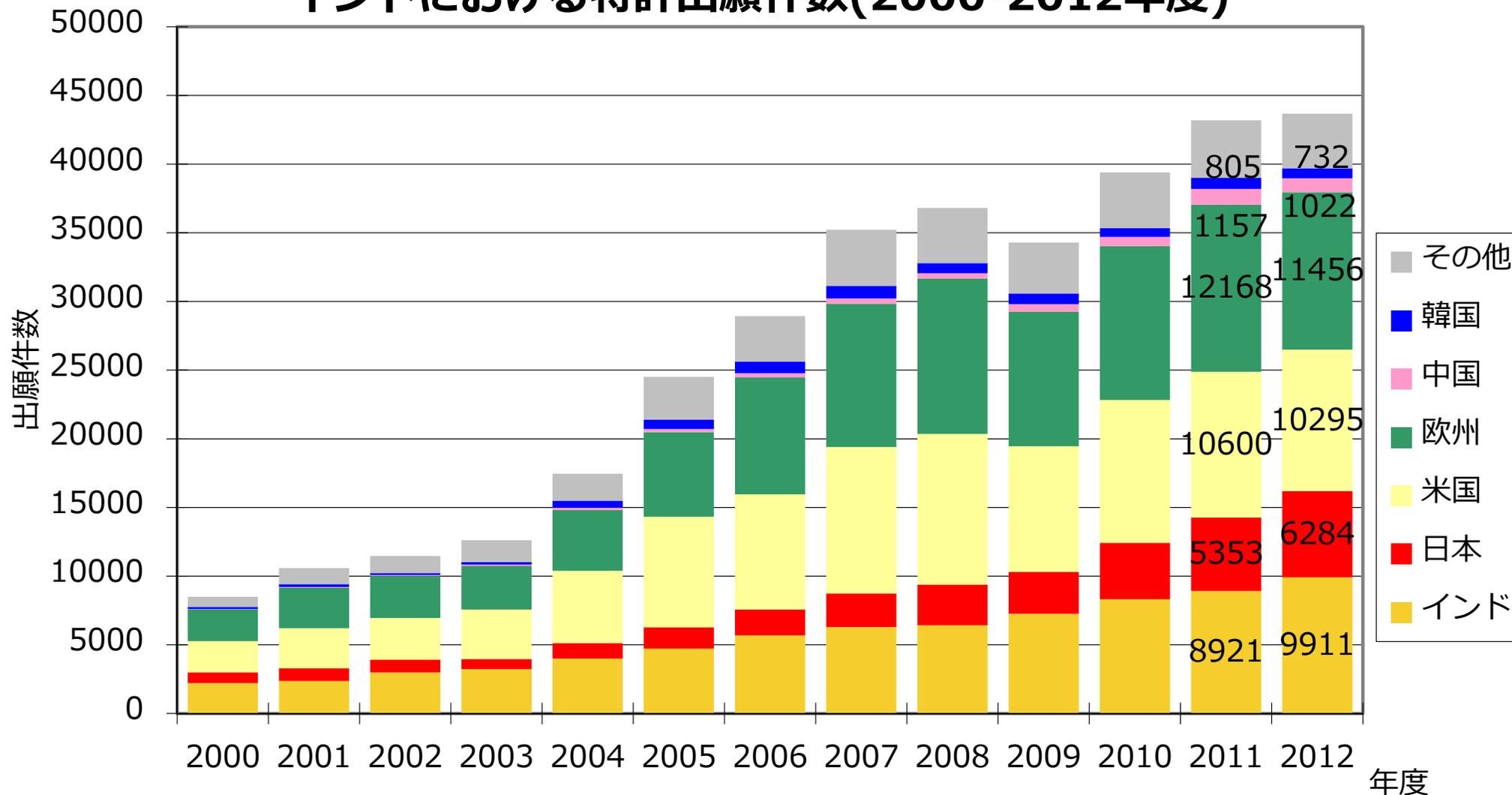
出願・審査動向



棒グラフ:出願受理件数 審査請求件数 審査着手件数 (出典)インド特許意匠商標総局アニュアルレポートに基づきJETRO作成

特許出願の国別動向

インドにおける特許出願件数(2000-2012年度)



(出典)インド特許意匠商標総局アニュアルレポートに基づきJETRO作成

特許出願の出願人別動向

2012年度出願件数 外国出願人ベスト10

順位	組織名	出願件数
1(1)	クアルコム(米)	1034↘1192
2(2)	コーニッカフィリップス エレクトロニクス(オランダ)	647↘1101
3(6)	テレフォナクナティ LM エリクソン(スウェーデン)	413↘381
4(8)	BASF(独)	343↘346
5(4)	GE(米)	342↘439
6(7)	シーメンス アクチエンゲゼルシャフト(独)	318↘351
7(-)	ロバート ボッシュ(独)	286←???
8(3)	ソニー株式会社(日本)	276↘455
9(5)	シャープ株式会社(日本)	260↘436
10(-)	パナソニック(日本)	251

(出典)インド特許意匠商標総局アニュアルレポートに基づきJETRO作成

欧米の対インド出願戦略(2011年3月調べ)

IT系企業

米国企業

- ▶ 特許出願する地域を決定する際に、様々な基準を採用している。例えば、その国の歳入、競合他社の存在、見込まれる経済・歳入成長など。インドは、これらの基準を満たしている。
- ▶ インドは、最も重要な地域の一つであり、多数の特許出願をしている。

化学系企業

- ▶ 優先順位は、米国・欧州・中国・日本である。最近では、ブラジル・インドに重点を置き始め、日本の優先度を下げ始めている。
- ▶ 現状、ASEAN・インドに対して、同業他社と比較して十分な特許出願をしているとは思わない。とりわけ、地元企業の競争力の増加を考えると、積極的に出願する必要がある。

製薬系企業

欧州企業

- ▶ インドにおいては、ここ5年間出願を毎年30%増加させている。
- ▶ 現在、インドにおける特許の有効性、行使力は不透明であるが、侵害訴訟の信頼性や予測可能性に関して、インドの法制度は改善されるものと考えている。そのため、我々は、さらにインドにおける知財ポートフォリオを確立していく予定である。
- ▶ 主な出願目的は、①技術移転、②自社製品の模倣対策、③ライセンス契約の機会創出。

自動車系企業

- ▶ ASEAN各国やインドの重要性が、今後増加すると考える。
- ▶ それらの国々にある現地法人工場に経営の自由度を与えるために、将来的に出願を増やす予定。

[175] 当社は、特許出願するもののうち、ほぼ全件を海外にも特許出願している。というのも、海外にも特許出願することを決めてから自国に特許出願するからである。とにかく特許出願し、その後で海外出願する案件を選ぶアプローチとは全く異なる。出願対象国の選定基準は、その国の市場規模のみである。特に7～10年後の市場規模予測で評価する。競合他社の動向や特許制度の整備状況も確認はするが、あくまで参考情報に過ぎない。(欧州企業)

特許庁「戦略的な知的財産管理に向けて－技術経営力を高めるために－〈知財戦略事例集〉」(2007年4月)から抜粋

インド知的財産関係政府機関

商工省(Ministry of Commerce and Industry)
大臣:Anand Sharma

商業省(Doc)

産業政策推進局(DIPP)
次官:Amitabh Kant
局長:D.V. Prasad



..... 予算のみ管理

特許意匠商標総局(CGPD TM)
長官:Chaitanya Prasad

特許局
コルカタ
ニューデリー
ムンバイ
チェンナイ

意匠局
コルカタ

商標局
ムンバイ
ニューデリー
コルカタ
チェンナイ
アーメダバード

地理的表示局
チェンナイ

知的財産審判委員会(IPAB)

主に特許事件
委員長
Smt. Justice Prabha Sridevan
技術メンバー(特許)
D.P. S. Parmar

主に商標事件
副委員長
Ms. S. Usha
技術メンバー(商標)
Mr. Sanjeev Kumar Shaswal

稀に合議体

インド政府の政策課題

雇用創出

毎年約2000万人が労働者市場に(製造業で毎年1000万人吸収)

製造業振興

製造業のGDPシェアは16%、雇用は12%(10年以内にGDPシェアを25%に)

イノベーション振興

外国投資・技術導入・国内イノベーション振興

低所得者対策

インド人口の大部分は、低所得者層

医薬品アクセスの確保

人道的観点・ジェネリック業界保護の観点から至上命題

特許権強化に慎重

インド固有の法制度・訴訟を含めた運用

国家イノベーション委員会
(2010年9月)
知的財産委員会
(2011年5月)

国家知的財産権戦略(案)
(2012年9月)
実用新案権

国家電子産業政策
(2012年11月)

国家科学技術・イノベーション政策
(2013年1月)

国家製造業政策
(2011年10月)

強制実施権

国家医薬品価格政策
(2012年12月)

実施報告義務

エバーグリーンング

近年のインド知財を巡る動き

イノベーション 促進

種々の国家
政策

実用新案
導入

登録業務

固有の制度

質と速度

透明性

権利行使

強制実施権

模倣品対策

知財訴訟

国際関係

PCT国際調
査機関化

マドプロ
加盟

マルチ会合

外国政府等からの働きかけ

プロパテントとアンチパテントの混在

2010年-2020年 = イノベーションの10年
(2010年1月 マンモハン・シン首相)

国家イノベーション委員会設立(2010年9月)

- ・セクター別委員会として知財委員会設立(2011年5月)

第12期5カ年(2012-2017)計画アプローチペーパー(2011年10月)

- ・知財管理行政の強化の必要性
- ・知財権者には、独占を強化するインセンティブがある
- ・独占は、特に医薬の分野において、更なるイノベーションを抑制し、価格を高騰させる
- ・儉約的な(Frugal)イノベーションを保護できる知財制度の確立が必要

プロパテントとアンチパテントの混在

国家知的財産権戦略(2012年9月ドラフト)

- 特許・意匠・商標総局の機能強化
 - ✓電子化(電子出願、DB等)
 - ✓中小企業等への手続料の減免措置
 - ✓審査・手続の質の向上・迅速化
- エンフォースメントの強化
- 実用新案制度の導入
 - ✓短い審査/権利付与の所要時間
 - ✓保護期間5-7年
 - ✓TRIPS第7条・第8条の目的及び原則に合致したセクター固有の例外
- 営業秘密に関する法制の導入

2013年 インド政府に対する建議書

1. 税制
2. 銀行
3. 保険
4. 物流
5. 鉄鋼製品
6. 日本国弁護士
7. 知的財産
8. 査証
9. インフラ

(1) 現行実務の運用改善

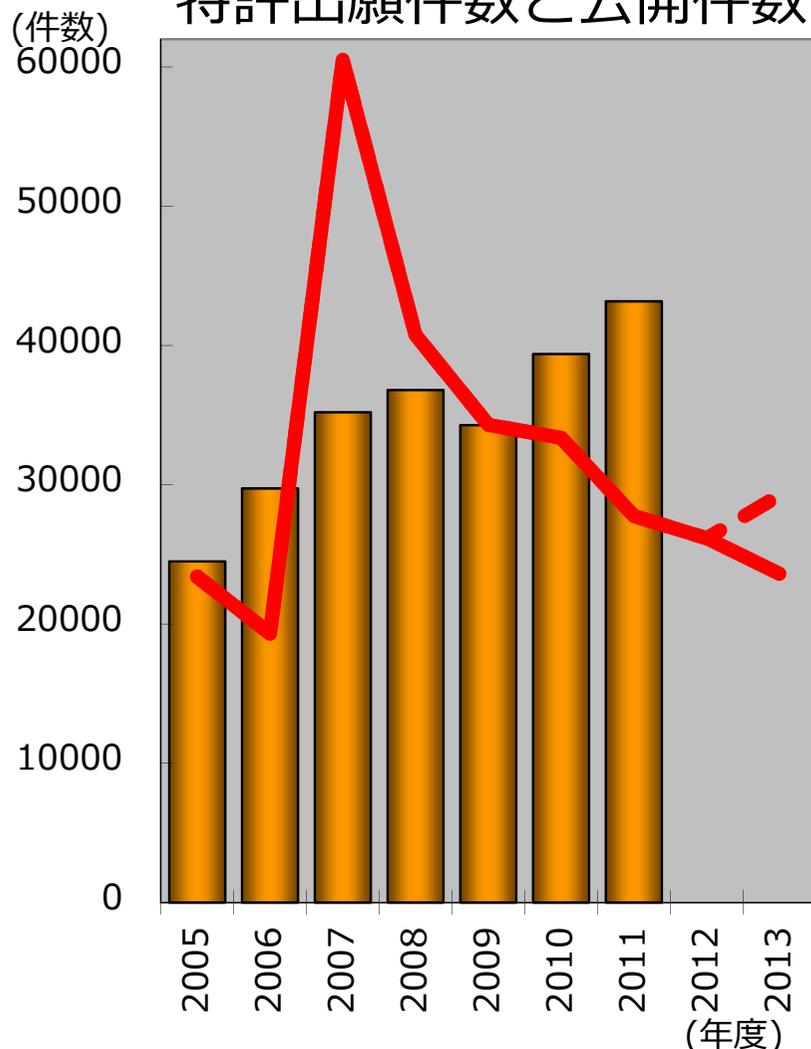
- 特許出願公開期限の厳守
- 「居住者」定義の明確化
- 異議申立手続等の迅速化

(2) 新たな制度の導入

- 早期審査制度の導入
- 部分意匠制度の導入

出願公開の遅延

特許出願件数と公開件数



日系企業Aの事例(デリオフィス:2013年1月—8月)

出願番号	出願日	優先日	公開日	要した期間
1354/DEL/2011	5/9/2011	5/15/2010	1/4/2013	31.0 M
2531/DEL/2011	9/2/2011	9/16/2010	1/4/2013	27.0 M
2642/DEL/2011	9/12/2011	9/14/2010	1/4/2013	27.0 M
2719/DEL/2011	9/20/2011	9/21/2010	1/4/2013	27.0 M
3040/DEL/2011	10/25/2011	11/4/2010	1/11/2013	26.0 M
3183/DEL/2011	11/9/2011	11/11/2010	1/11/2013	26.0 M
3146/DEL/2011	11/4/2011	11/10/2010	1/11/2013	26.0 M
3147/DEL/2011	11/4/2011	11/19/2010	1/11/2013	25.0 M
3254/DEL/2011	11/16/2011	11/30/2010	1/18/2013	25.0 M
3269/DEL/2011	11/17/2011	11/25/2010	1/18/2013	25.0 M
3367/DEL/2011	11/24/2011	11/29/2010	1/18/2013	25.0 M
3818/DEL/2011	12/26/2011	12/29/2010	2/1/2013	25.0 M
3865/DEL/2011	12/29/2011	1/14/2011	2/1/2013	24.0 M
2013年8月12日 C.プラサド長官と面談				
1160/DEL/2010	5/18/2010	5/19/2009	8/23/2013	51.0 M
1161/DEL/2010	5/18/2010	5/19/2009	8/23/2013	51.0 M
1392/DEL/2010	6/15/2010	6/26/2009	8/23/2013	49.0 M
0170/DEL/2011	1/25/2011	1/29/2010	8/23/2013	42.0 M
1815/DEL/2010	7/30/2010	8/25/2009	8/23/2013	47.0 M
0070/DEL/2011	1/12/2011	1/15/2010	8/23/2013	43.0 M
0221/DEL/2011	1/31/2011	2/3/2010	8/23/2013	42.0 M

棒グラフ:出願受理件数 ---公開(見込)件数

インド居住者の発明

原則：まずインドに出願、その後他国

違反した場合：2年以下の懲役及び/又は罰金
インドでの特許は取消・みなし放棄

例外：
特許庁に申請し
許可を受ける

- ✓インド子会社が出願
- ✓元インド駐在員が異動後に発明
- ✓インド人が日本の本社で研修中に発明
- ✓インド人を新規採用 etc

Companies Act

Foreign Exchange Management Act

Income Tax Act

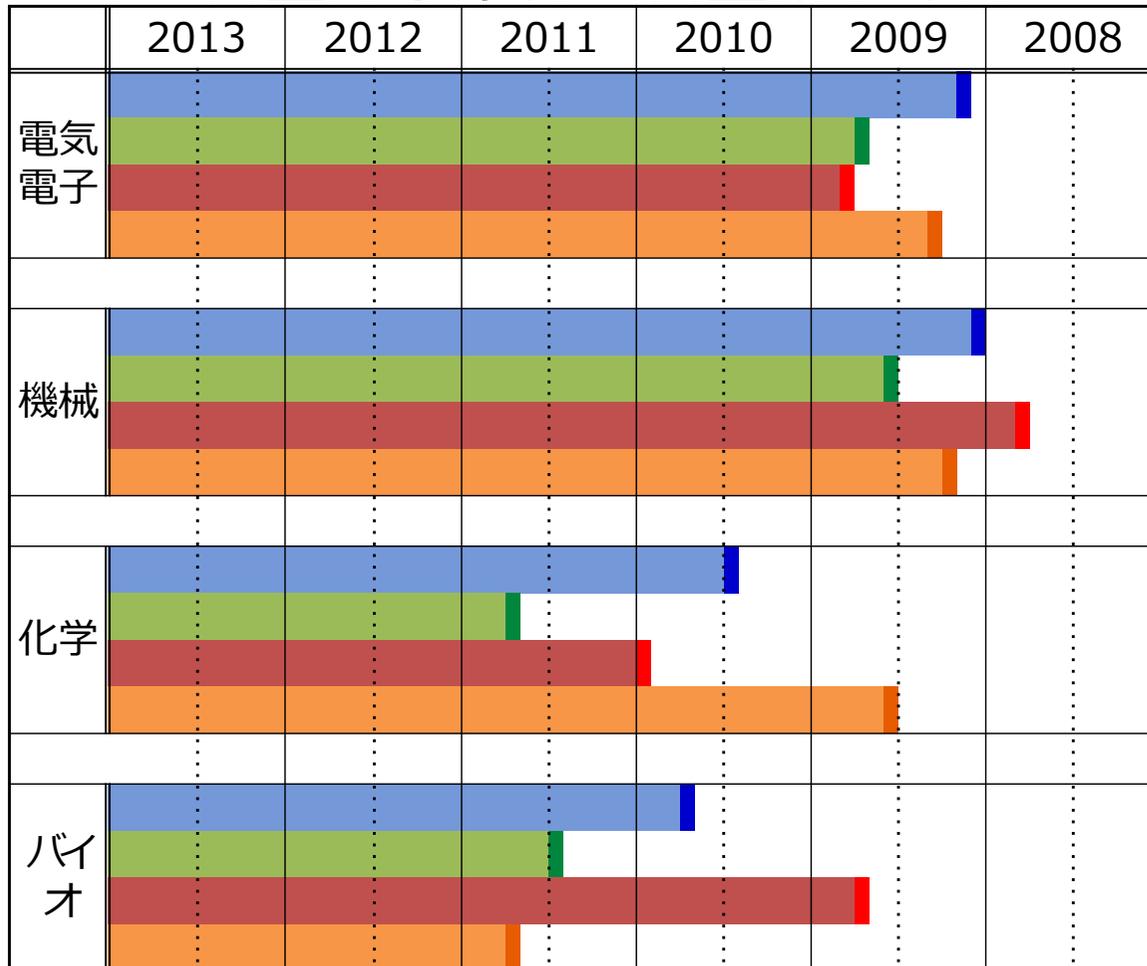
(1)インドに居住する何人も、・・・長官に申請し交付された許可書での権限による以外は、・・・インド国外で**特許出願をし、させてはならない**。
ただし、次の場合はこの限りでない。

(a)同一発明についての特許出願が、インド国外における出願の6週間以上前にインドにおいてされた場合

特許法第39条

特許審査の進捗状況(2014年4月1日現在)

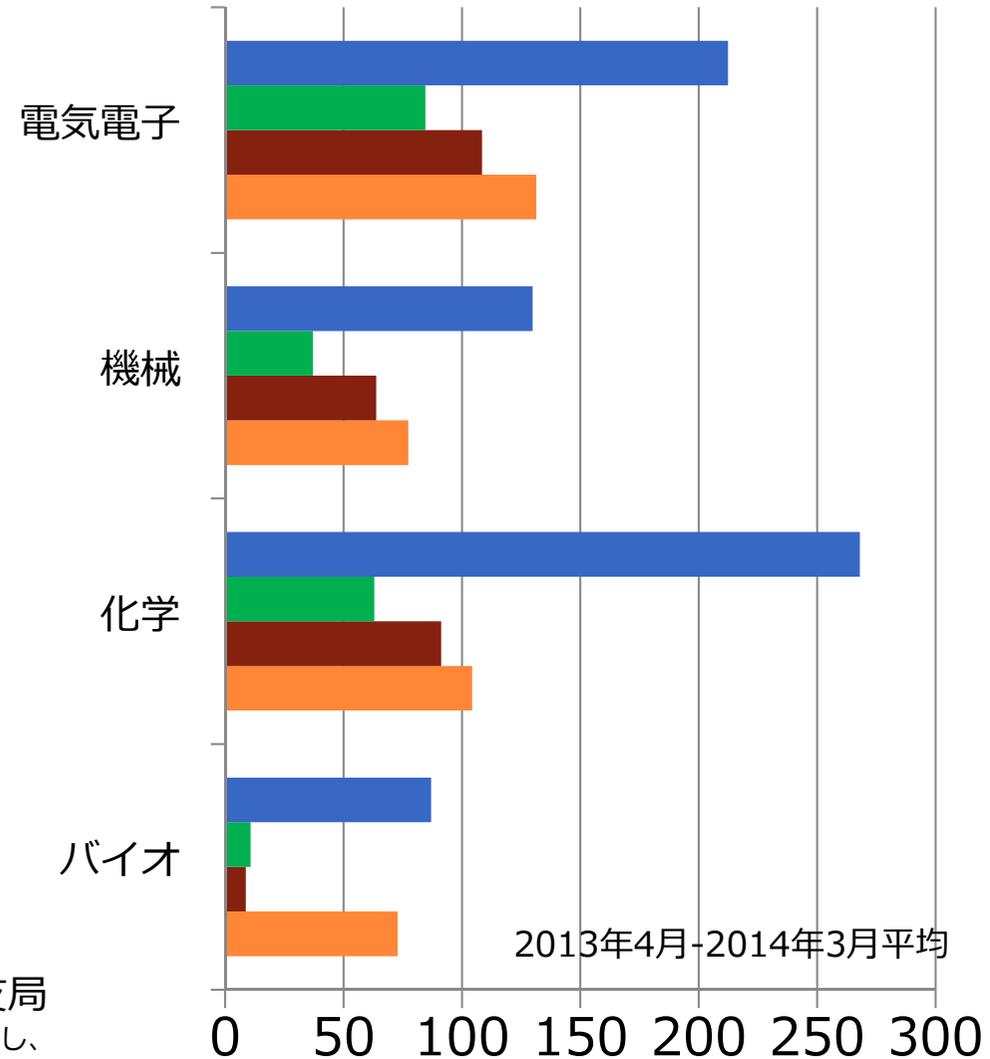
審査対象案件の審査請求年月



■ デリー支局 ■ ムンバイ支局 ■ コルカタ本局 ■ チェンナイ支局

審査対象月よりも3个月前に審査請求したもので、依然最初の審査報告が来ていないものに対し、特許局に同報告を送るよう依頼ができます。

最初の審査報告書送付件数(月平均)

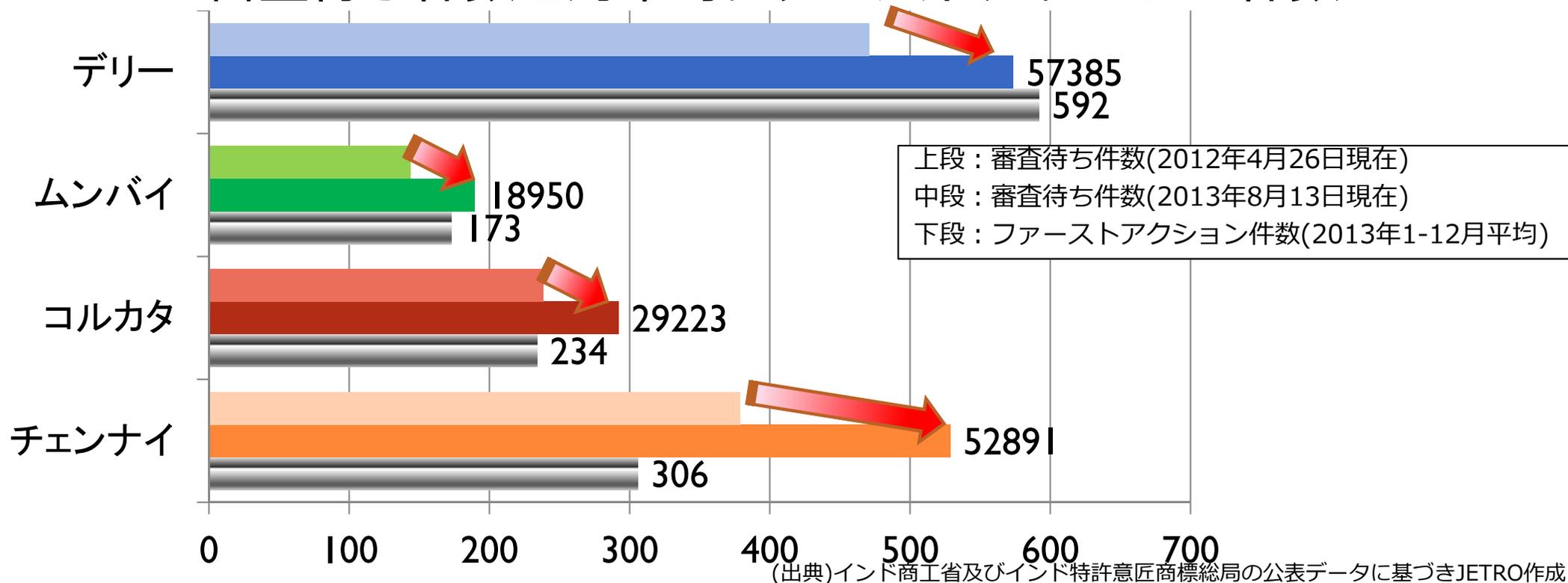


2013年4月-2014年3月平均

(出典)インド特許意匠商標総局の公表データに基づきJETRO作成

特許審査の進捗状況

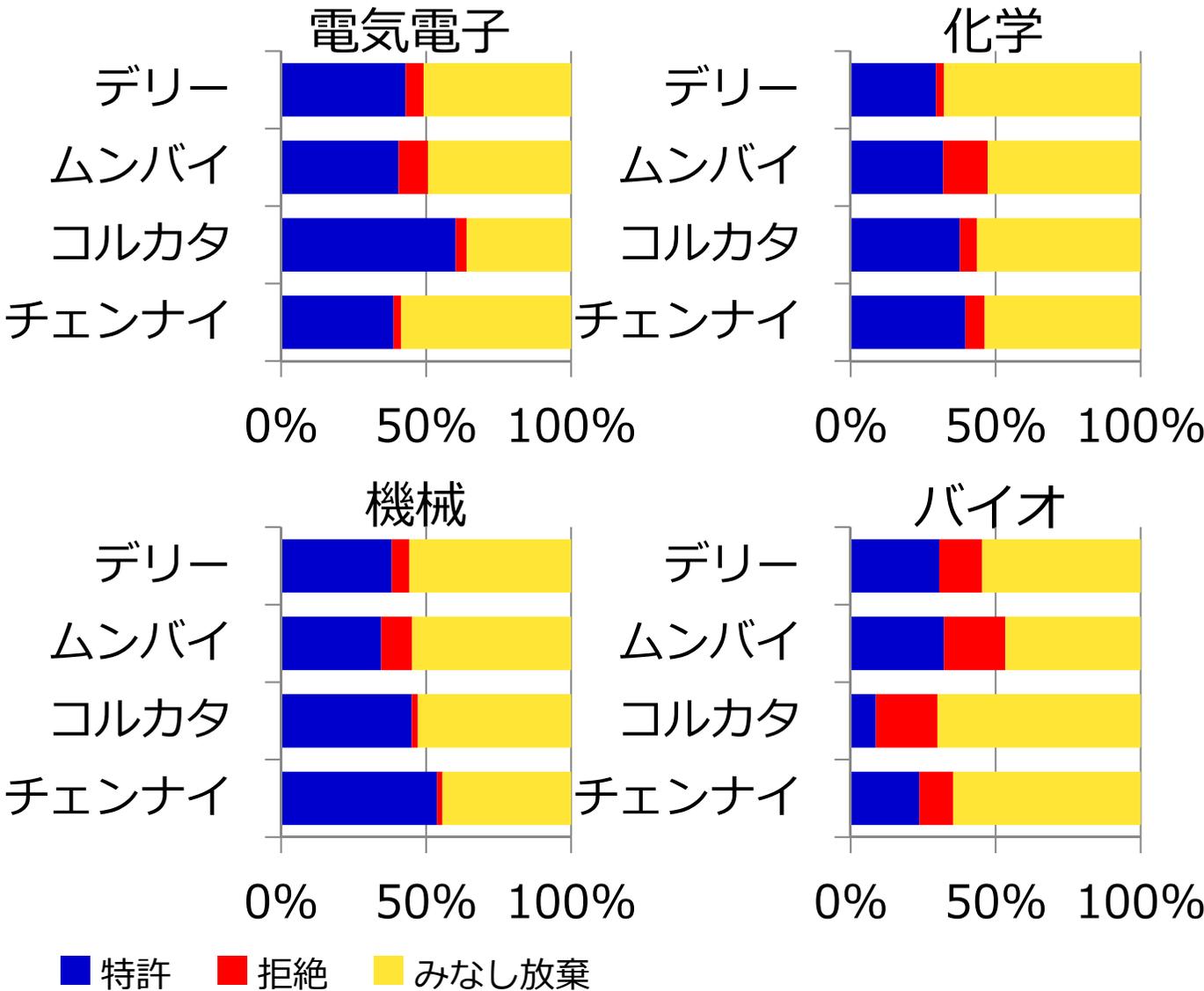
審査待ち件数と月平均ファーストアクション件数



今のペースで審査をすると・・・現在の滞貨に着手するだけで10年

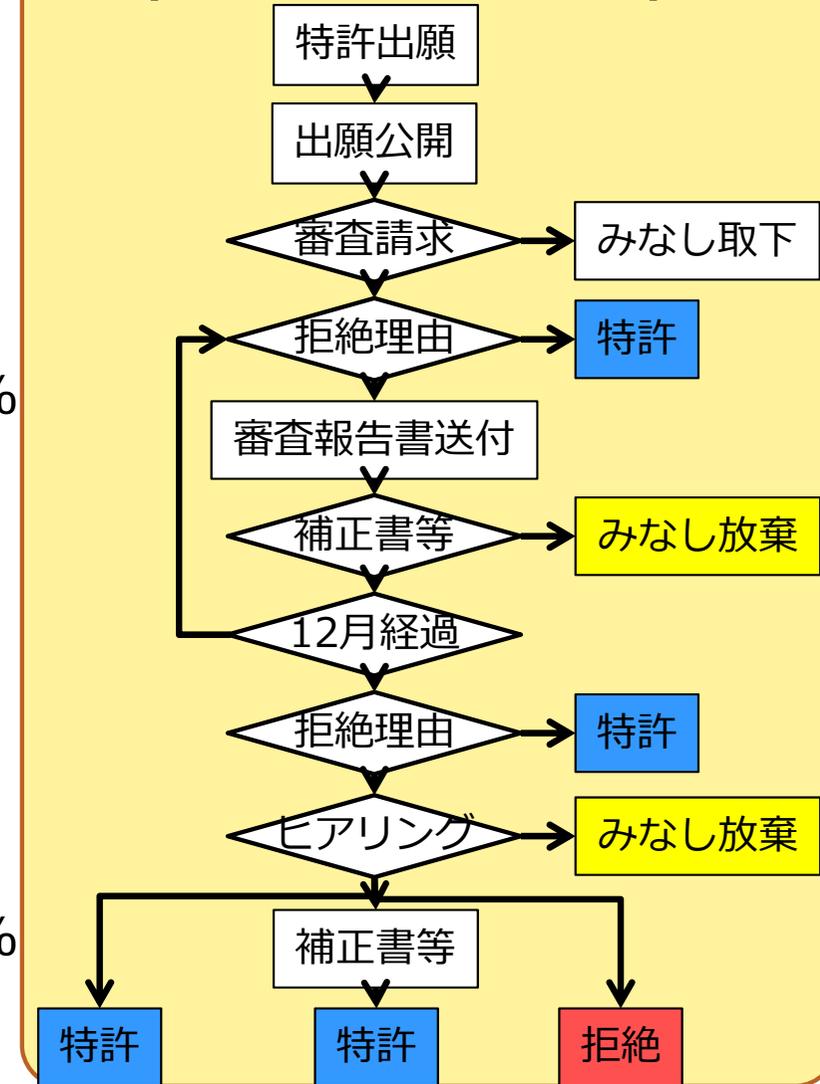
500人規模の審査官増員計画(2013年7月発表)

特許・拒絶査定率(2013年4月-2014年3月)



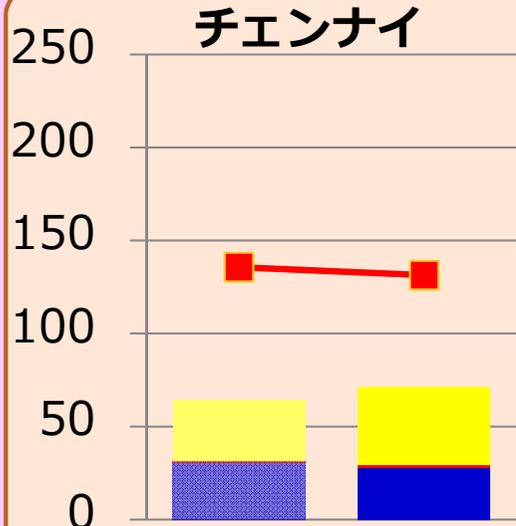
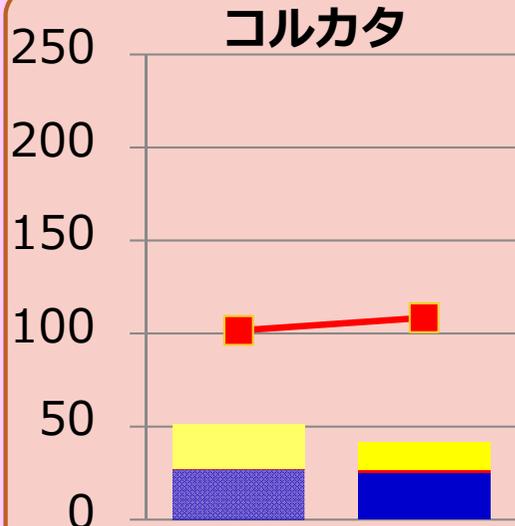
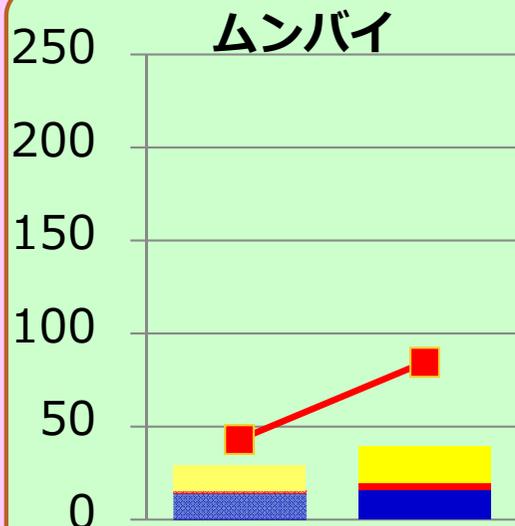
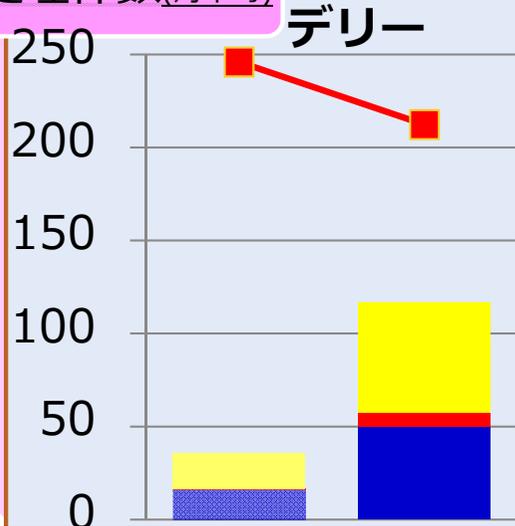
(出典)インド特許意匠商標総局の公表データに基づきJETRO作成

(特許審査フロー)

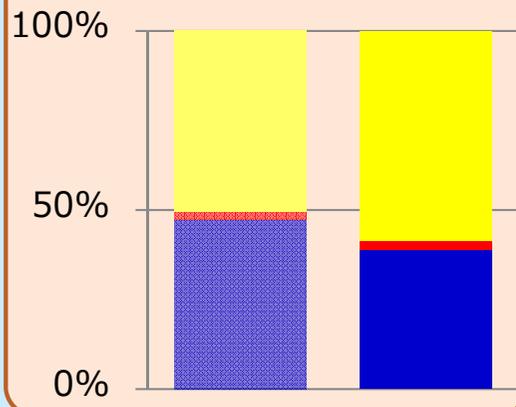
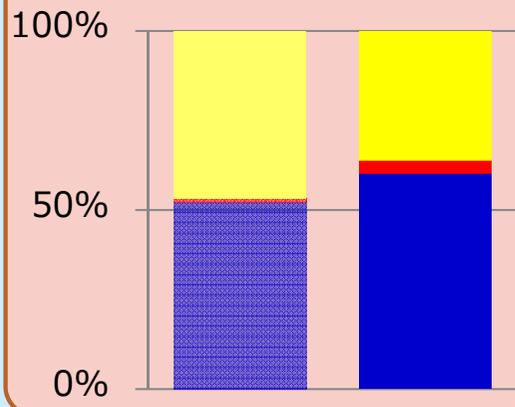
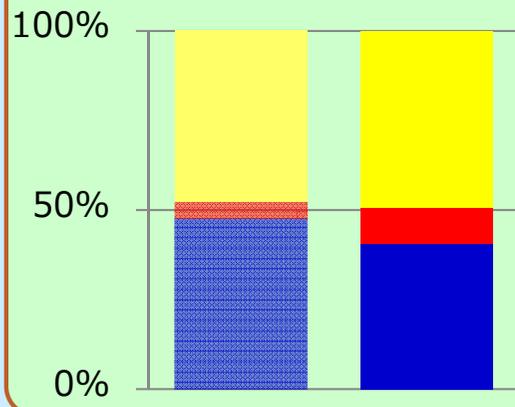
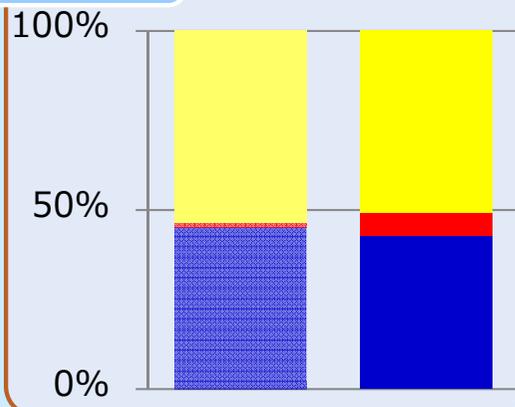


特許審査結果 - 電気電子 - (2013年4月-2014年3月)

処理件数(月平均)



査定率

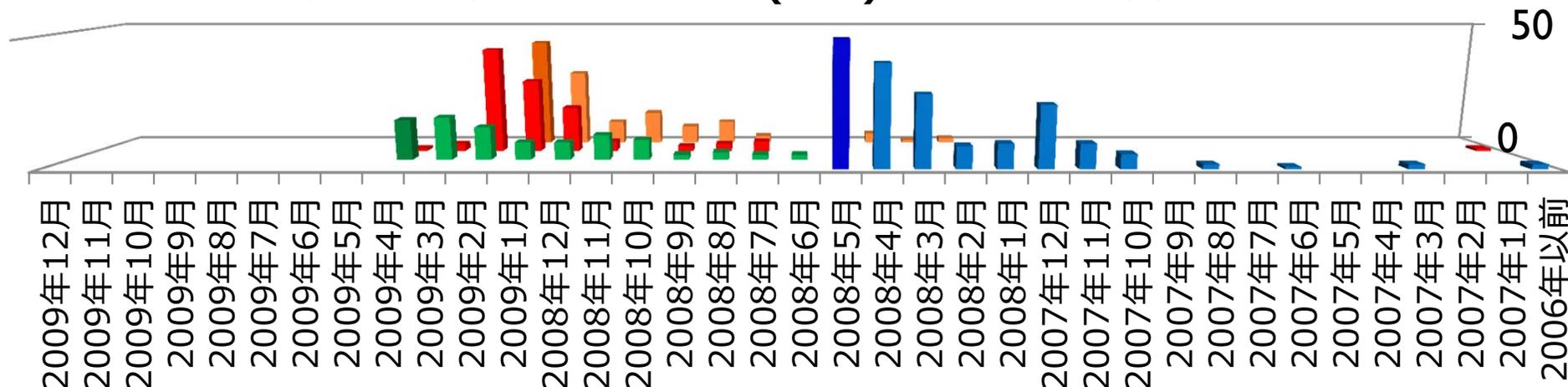


■ 特許 ■ 拒絶 ■ みなし放棄 --- 最初の審査報告書

2013年度の元データ：2013年4月から2014年3月
(出典)インド特許意匠商標総局の公表データに基づきJETRO作成

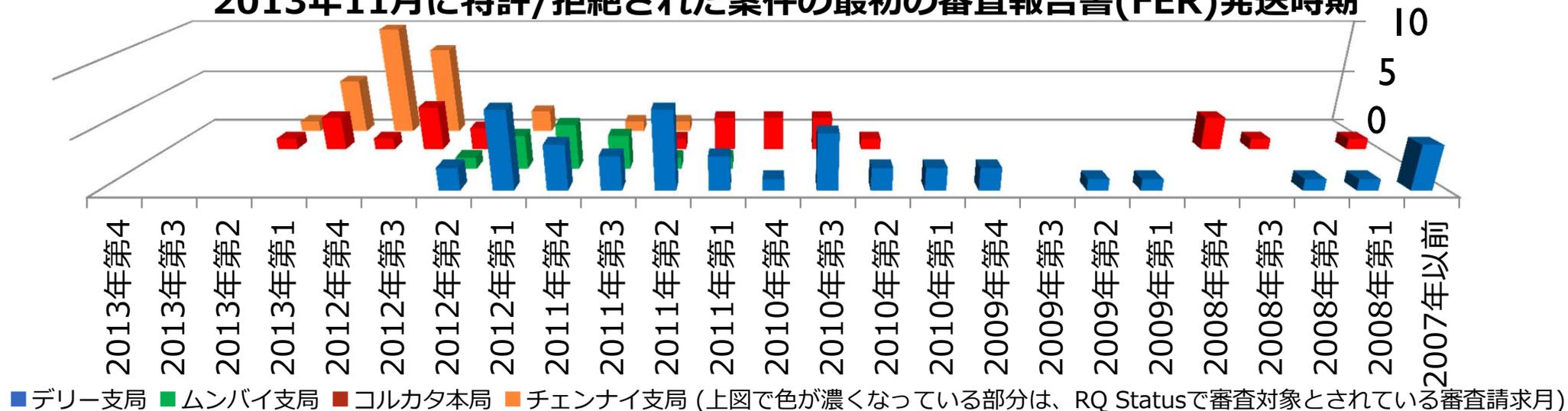
特許審査結果 - 電気電子 - (2013年11月)

2013年11月に最初の審査報告書(FER)が発送された案件の審査請求時期



※RQ Statusでは、**コルカタ**は2009年10月審査請求分を審査していることになっている。

2013年11月に特許/拒絶された案件の最初の審査報告書(FER)発送時期



■ デリー支局 ■ ムンバイ支局 ■ コルカタ本局 ■ チェンナイ支局 (上図で色が濃くなっている部分は、RQ Statusで審査対象とされている審査請求月)

審査の迅速化

Public Grievance

苦情申立情報公開請求。商工省から審査担当者に対応の指示

RTI : Right To Information

情報公開請求。審査の進捗を尋ねることで実質的に審査を進める効果

Writ Petition

特許局を被告とした、審査促進を求める訴訟。(Ex. W. P. No.s 20683 and 20684 of 2010)

日東電工 vs インド政府 (W. P. (C) 3742/2013, W. P. (C) 3756/2013)

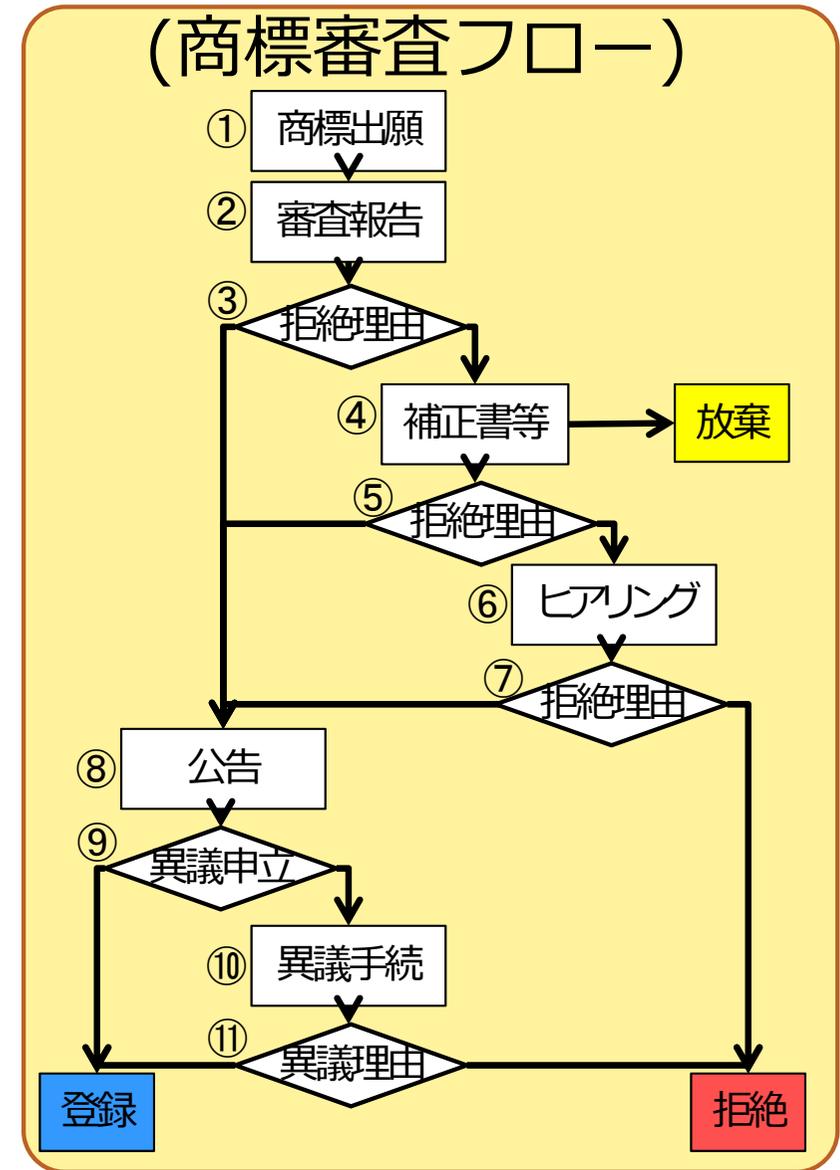


デリー高裁の求めに応じ、インド政府が審査促進計画を提出

商標審査(2014年4月時点)

- 商標審査は、ムンバイ本局のみが最初に審査(②-⑤)を行う。2014年3月に審査報告(②)が行われた案件のうち、67%は2013年2月の出願、22%は2013年3月の出願となっている。
- ⑤において、ムンバイの審査担当官が登録できないと判断した場合、各出願受理オフィスのヒアリング担当官がヒアリングを行う(⑥)。ヒアリング実施時期はオフィス毎に異なり、**アーメダバード**が最も早く、**デリー**が最も遅い。
- 公告後に異議申立がなされた場合、各出願受理オフィスで異議手続(⑩)が行われる。異議手続でのヒアリング実施時期はオフィス毎に異なり、異議申立の日から平均で6-8年を要する。

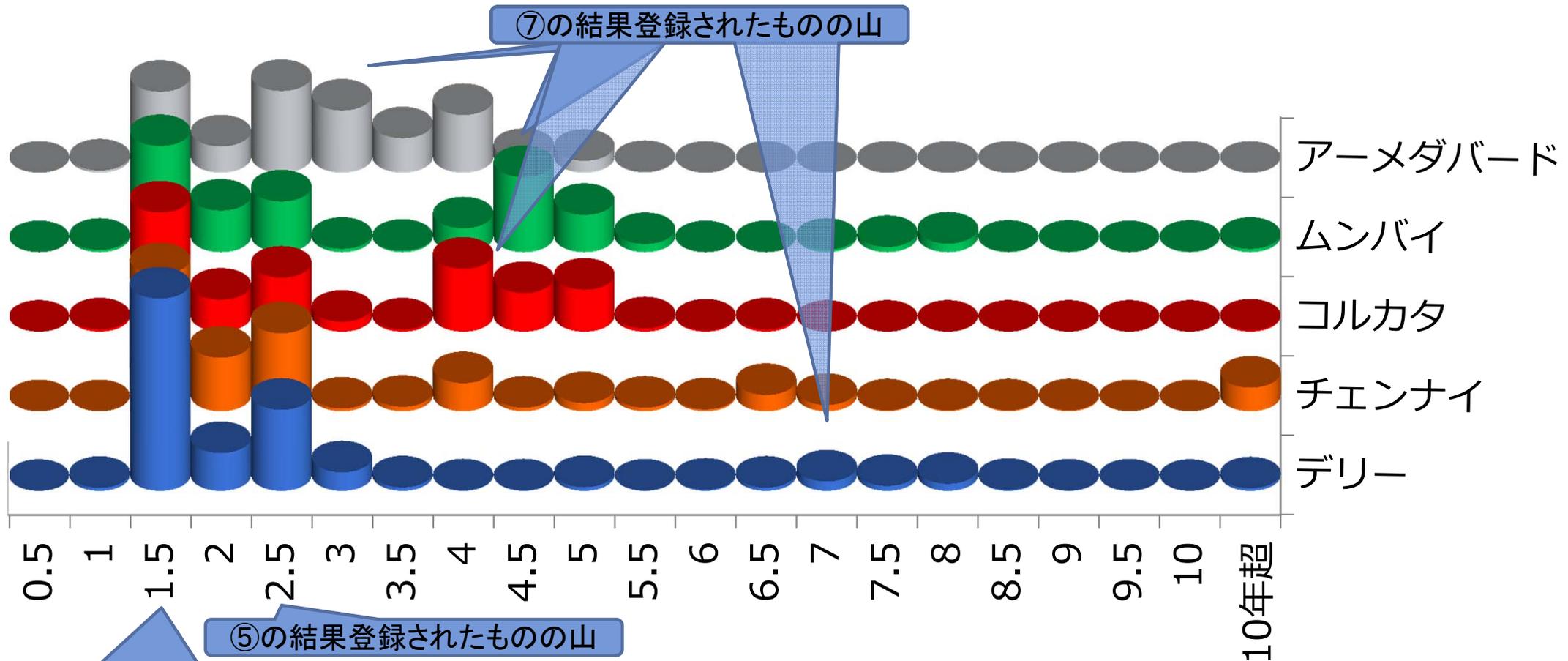
註:上記は、2014年3月現在のものであり、将来を保証するものではありません。



商標審査の進捗状況(2014年3月現在)

ムンバイでの審査後は、オフィスにより最終処分時期が異なる

出願から登録までの経過年数(元データ:2014年2月)



(出典)インド特許意匠商標総局の公表データに基づきJETRO作成

③の結果登録されたものの山

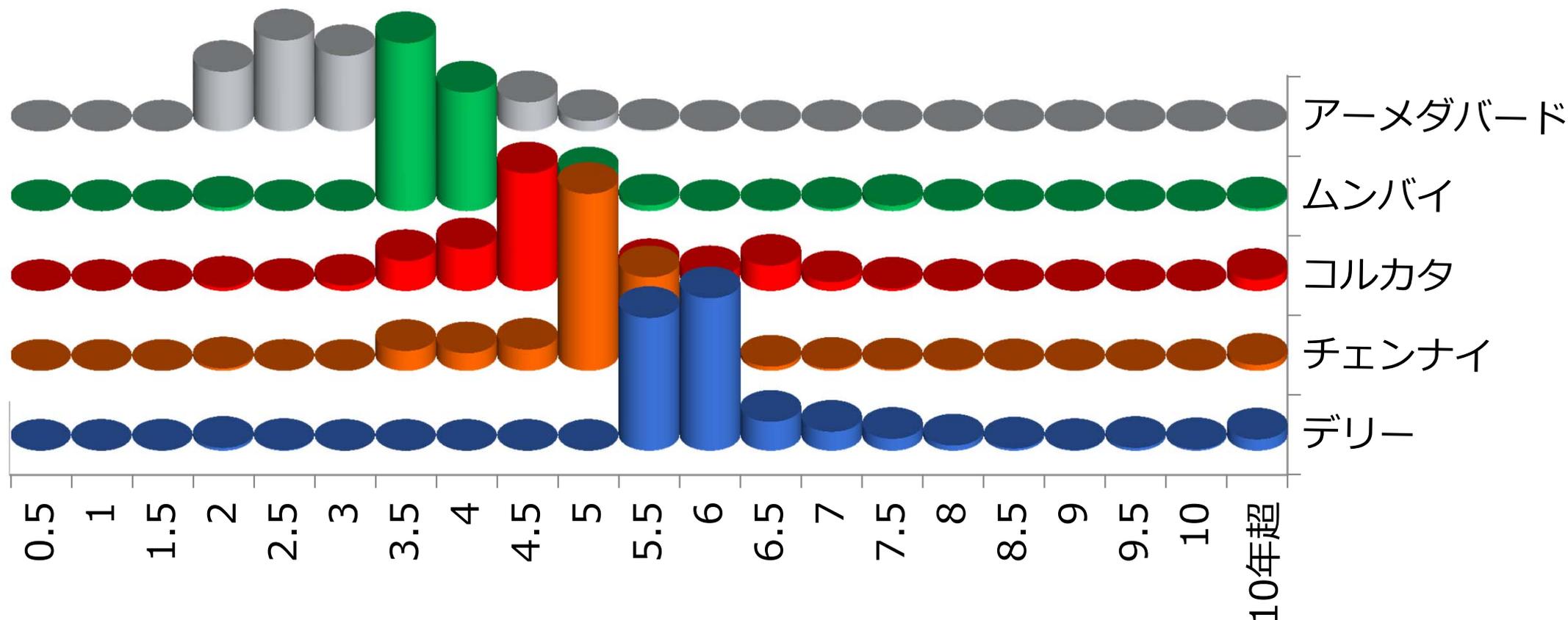
⑤の結果登録されたものの山

⑦の結果登録されたものの山

商標審査の進捗状況(2014年3月現在)

ヒアリングの設定時期は、アーメダバードが最も早く、デリーが最も遅い

出願からヒアリング後の処理(⑦)までの経過年数(元データ：2013年10月～2014年3月)

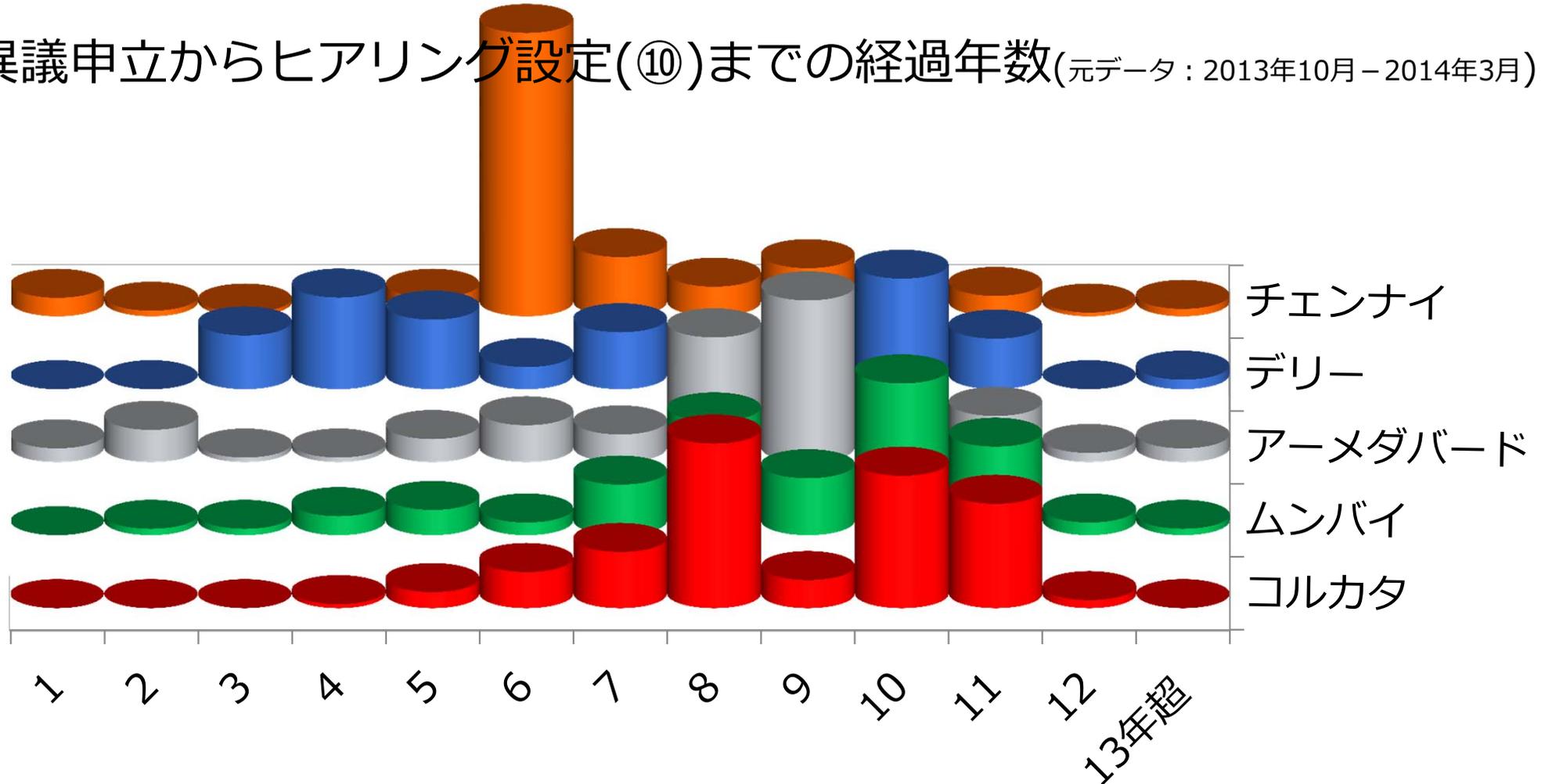


(出典)インド特許意匠商標総局の公表データに基づきJETRO作成

商標審査の進捗状況(2014年3月現在)

異議申立手続におけるヒアリング設定には、平均6-8年程度を要する

異議申立からヒアリング設定(⑩)までの経過年数(元データ：2013年10月-2014年3月)



(出典)インド特許意匠商標総局の公表データに基づきJETRO作成

情報提供義務(特許法8条、規則12条、Form3)

(1) **同一又は実質的に同一**の発明について、**外国で出願**を行っている場合、以下の書類(Form3)を提出しなければならない。

(a) 詳細を記載した陳述書

(b) 陳述書を提出後に行った他の外国出願に対し、前号の詳細を**通知し続ける旨の誓約**

(*Form3*)

国名	出願日	出願番号	ステイタス	公開日	特許査定日
同一又は実質的に同一の発明の出願から3月以内に詳細を通知する宣誓					

(2) 特許付与/拒絶査定まではいつでも、長官は、所定の詳細の提出を出願人に**要請することができ**、その場合、出願人は長官に**提出しなければならない**。

Roche Vs Cipla (デリー高裁)

パテントファミリーでない、後願も「実質的に同一」であり、8条(1)の対象

VRC Continental Vs Uniroyal Chemical Company (IPAB)

インド出願後にEPO出願がなされたが、当該情報が提出されていない。

明細の更新がなされなかったことについてはサイレント

Tata Chemical Ltd. Vs. Hindustan Unilever Ltd (IPAB)

ISR, IPERも8条(2)の対象

実施報告義務(特許法122条、規則131条、Form27)

- ✓年1回及び長官の求めに応じ、実施状況の報告義務
 - ◆**実施有無、(1)、(2)に該当する数量及び価格等**
 - (1)インド国内
 - (2)インド外からの輸入
- ✓不提出、虚偽の証拠提出に対する罰則規定
 - ・不提出→100万ルピー以下の罰金
 - ・虚偽→6月以下の禁固及び/又は罰金
- ✓特許権者及び実施権者に提出義務
- ✓強制実施権許諾の証拠となる

2013年6月、**Web上での公開を開始**

	2009年度	2010年度	2011年度
存続特許件数	37334	39594	39989
Form27提出件数	24009	34112	27825
実施件数	4189	6777	7431

(出典)インド特許意匠商標総局アニュアルレポート

FRAND条件の解釈 Ericsson vs Micromax, Intex Technologies

事件概要

2013年3月4日	E社がM社を携帯電話の規格技術に係る特許権侵害で提訴
2013年3月6日	デリー高裁が一方的差止請求を認容
2013年3月19日	M社がE社にロイヤルティを支払う暫定的契約をデリー高裁が記録
2013年4月10日	デリー高裁が仲裁人を選定し、和解手続きの開始を指示 (その後E社が他社との契約書を提出しなかったため不調)
時期不明	M社がインド競争委員会に対し、競争法第4条(支配的地位の濫用)違反の疑いでE社に対する調査を申請
2013年10月	I社が同様にE社に対する調査を申請
2013年11月12日	M社の申請につき、競争委員会が一応の合理的事件であるとして、事務局長に調査を指示(事務局長は60日以内に調査結果を報告)
2013年1月16日	I社の申請につき、事務局長に調査を指示(M社の調査と併合)
2014年1月21日	デリー高裁が競争委員会に対し、E社に対する決定の保留を指示

FRAND条件の解釈 Ericsson vs Micromax, Intex Technologies

競争委員会における調査項目

- ▶ 製品全体に対し、一定料率がかかることの是非(M社・I社)
特許部品でなく、製品全体の価値でロイヤルティ額が変動

商品の値段	ロイヤルティ料率	ロイヤルティ額
Rs. 100	1.25%	Rs. 1.25
Rs. 1000		Rs. 125

- ▶ ライセンシーに不開示契約(NDA)を強いることの是非(I社)
他のライセンシーのロイヤルティ条項を知ることができないのは、FRAND条件を同様の地位にある他社と公平かつ均一に適用するという精神に反する
- ▶ 両当事者の所在地でない外国を紛争解決の管轄地とすることの是非(I社)
シンガポールを管轄地とし、地元司法の活用を制限

模倣品・海賊版 -インドの被害状況-

インド産業界も模倣品・海賊版を問題視

インドにおける模倣品・海賊版被害状況(FICCI,2012)

ITソフトウェア	80%	日用消費財	20-22%
音楽CD等	40%	たばこ	15-20%
自動車部品	30-40%	アルコール	10-20%
コンピュータハードウェア	25-30%	医薬品	5-10%

模倣自動車部品による年間被害者数
死亡:2万5400人 負傷:9万3000人

(出典) インド自動車部品工業会

FICCI-CASDCADE

(Committee on Anti - Smuggling & Counterfeiting
Activities Destroying the Economy)

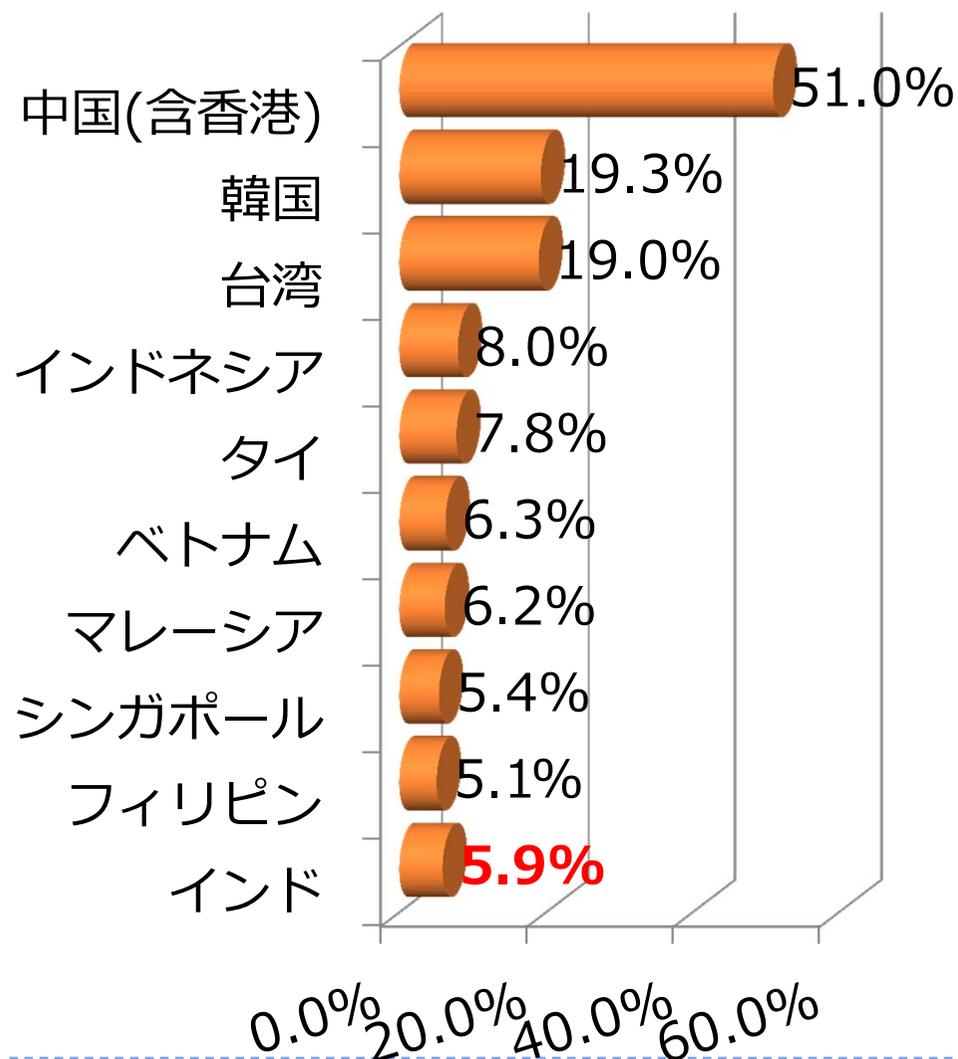
2011年1月設立

CII

ASSOCHAM

模倣品・海賊版 -日系企業も被害に-

日本企業の模倣被害状況(2011年度)

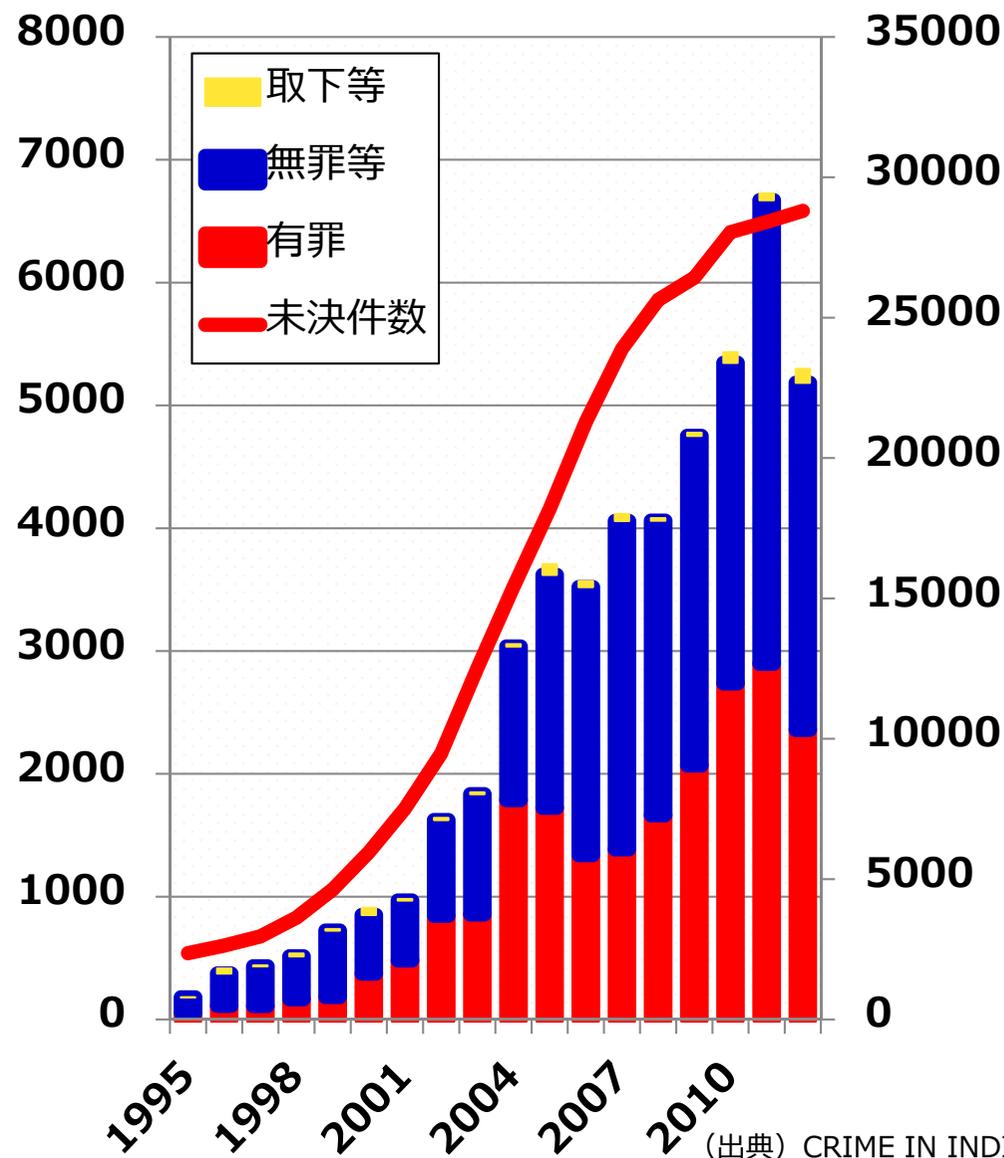
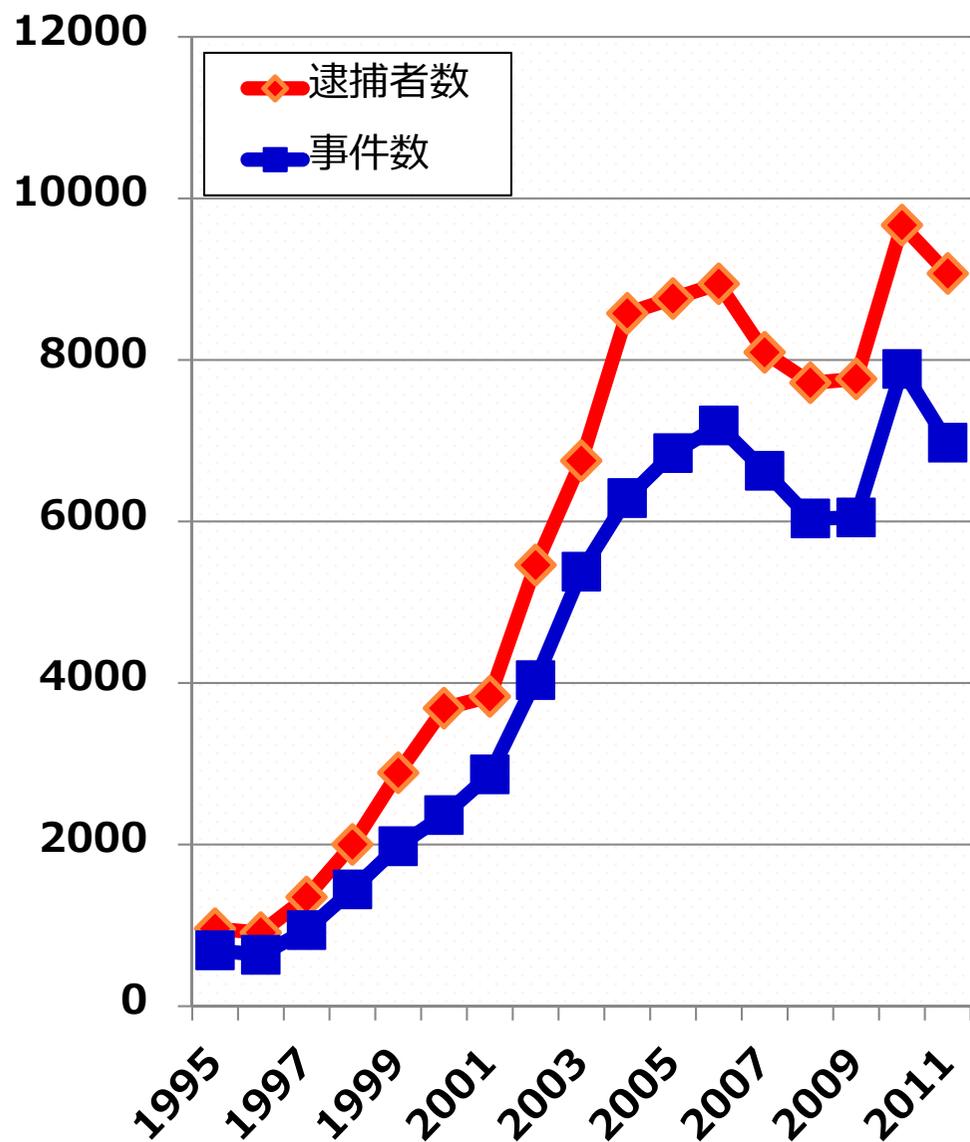


他者による不正権利取得(2011年度)

	商標権	意匠権	特許 実用新案権
中国(含香港)	171	35	29
韓国	29	3	7
台湾	18	1	6
インドネシア	17	3	0
タイ	8	0	0
ベトナム	8	0	0
マレーシア	4	1	0
シンガポール	3	1	0
フィリピン	9	0	0
インド	8	0	0

(出典) 特許庁、2012年度模倣被害調査報告書

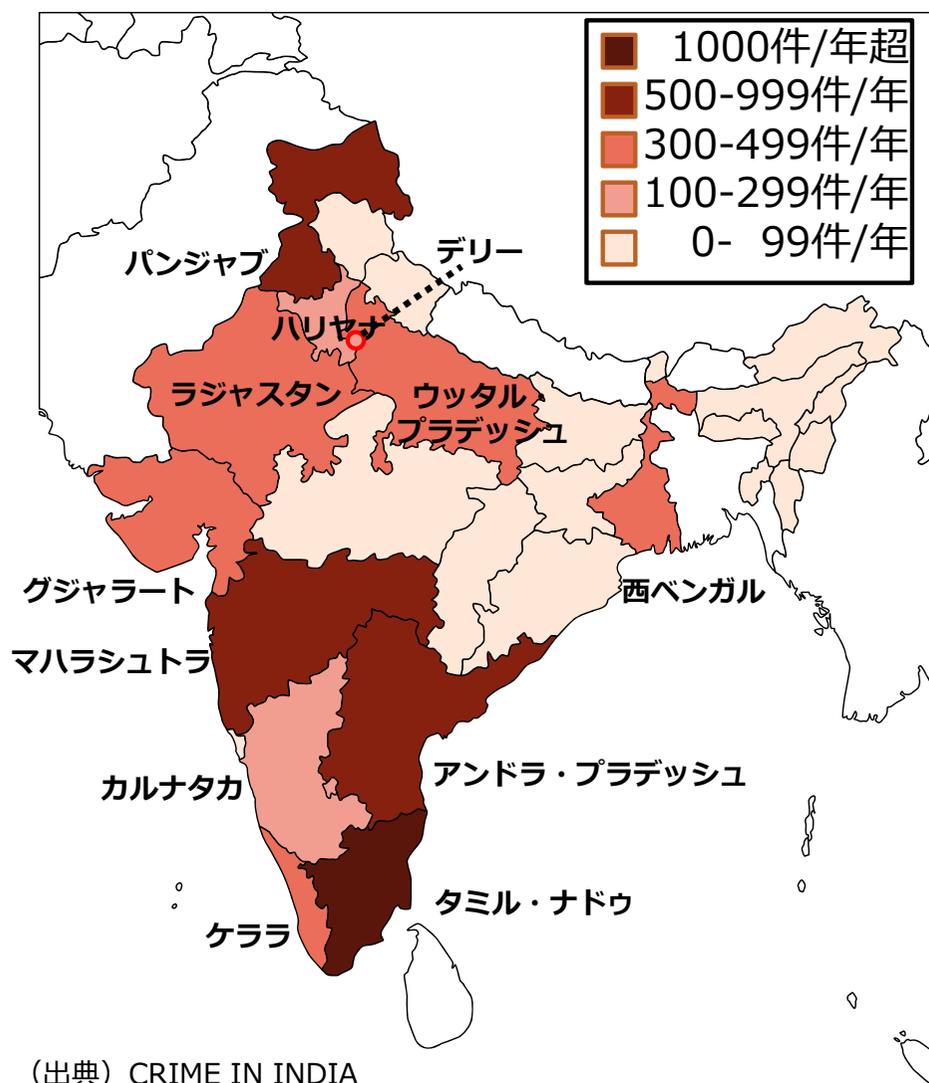
模倣品・海賊版 -著作権侵害-



(出典) CRIME IN INDIA

模倣品・海賊版 -著作権侵害-

2010年-2012年著作権侵害事件数(州別)



州	州都	事件数
タミル・ナドゥ	チェンナイ	2618
パンジャブ	チャンディーガル	616
アンドラ・プラデッシュ	ハイデラバード	594
マハラシュトラ	ムンバイ	527
ラジャスタン	ジャイプル	433
ケララ	ティルヴァナンタプラム	429
グジャラート	アーメダバード	385
ウッタル・プラデッシュ	ラクナウ	353
西ベンガル	コルカタ	327
カルナタカ	バンガロール	228
ハリヤナ	チャンディーガル	162
デリー準州	デリー	102

(出典) CRIME IN INDIA

模倣品・海賊版 -マーケットにて-



模倣品・海賊版 -マーケットにて-



模倣品・海賊版 -マーケットにて-



模倣品・海賊版 -マーケットにて-



模倣品・海賊版 -対抗策-

場所	インド国内		外国→インド
手段	刑事	民事	税関
権利	特許	○	○
	意匠	○	○
	商標	○	○
	著作権	○	○
救済/制裁	罰金 懲役	差止(製造・販売) 損害賠償	水際差止
メリット	公権力による手続	高裁に提訴可	市場拡散を防止
留意点	情報漏洩	高コストになりがち	税関への登録が必要

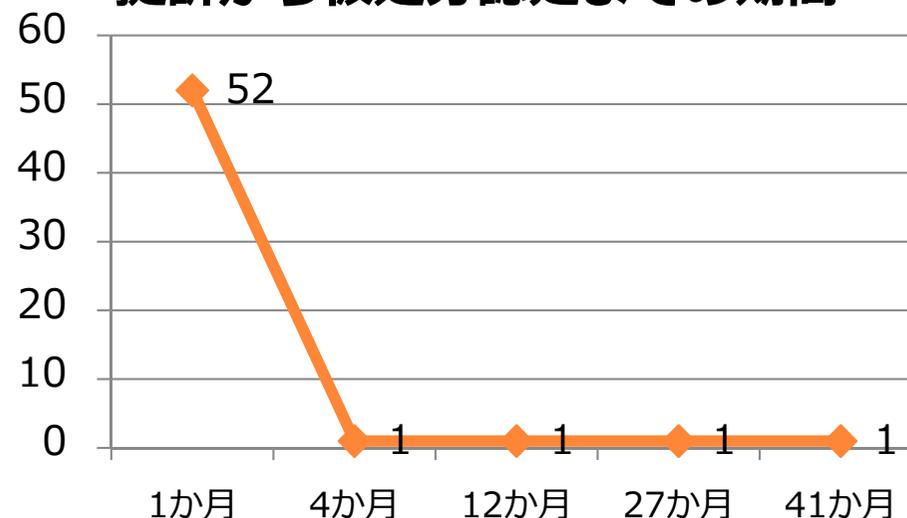
昨年初頭から電子登録システムがダウン→現在は復旧

知財訴訟

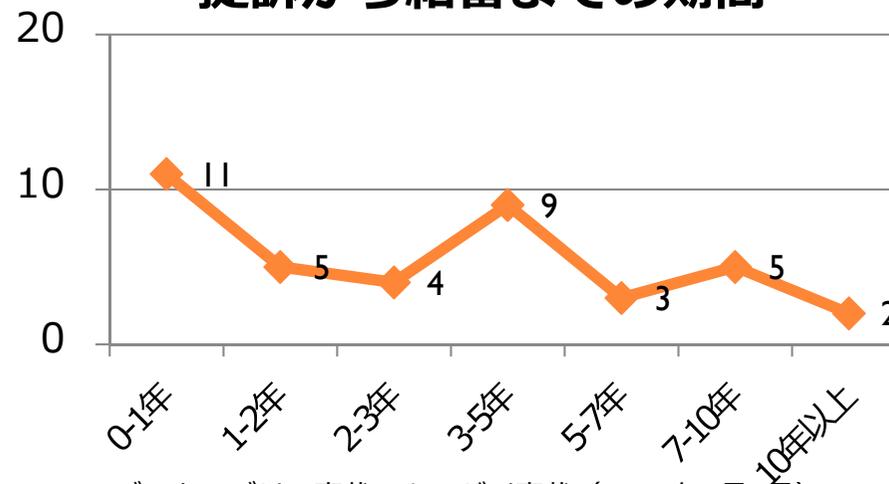
訟期間短縮化への取組

- ・ 民事訴訟法改正(2002年)
 - ✓ 電子化の推進
 - ✓ 手続段階における遅延防止策
 - ✓ 代替的紛争解決の推奨
- ・ 国家訴訟政策(2009年)
 - ✓ 訴訟期間を15年から3年へ
- ・ 知財訴訟
 - ✓ 4月で結審すべき旨の最高裁判決(2009年)
Bajaj Auto Ltd. Vs. TVS Motor Company Ltd.
 - ✓ 種々の仮処分命令
 - マレーバ型差止命令
 - アントン・ピラー命令
 - ジョン・ドウ命令 etc

提訴から仮処分認定までの期間



提訴から結審までの期間



元データ：デリー高裁、ムンバイ高裁（2013年5月6月）
(出典)JETRO

Whirlpool Corp vs. N.R. Dongre (1996年8月、最高裁判例)

- ・ インドでの登録・商業的使用が無い場合でも、外国企業の周知商標が保護
- ・ 被告による登録商標の存在は、被告の抗弁にはならない
- ・ 事業分野、製品、サービスの相違は重要でない

国境を越えた名声(*Trans-Border Reputation*)が認められるための主な要件

- ・ 国際的な名声があること
 - ✓ 外国での商標登録状況
 - ✓ 外国への事業展開状況
 - ✓ 全世界での売上高、広告費
- ・ (国際的な名声が)インド市場に浸透していること
 - ✓ インドで入手可能な国際的な雑誌等での掲載状況
 - ✓ インドでの展示会等への参加状況
 - ✓ インドでアクセス可能なウェブサイト上での広告

ライセンス規制

海外資金送金

関連法令：1999年外国為替管理法(Foreign Exchange Management Act,1999)

2009年12月以前 所定の額・ロイヤルティ料率を超える場合

外国投資促進委員会の承認

2009年12月以降 規制撤廃

海外送金規制の再導入の可能性 2013年8月 The Economic Times

税制

関連法令：1961年所得税法(Income Tax Act,1961)

2013年度～ 源泉税率10% **↗25%**

日ーインド間 日印租税条約第12条により、**10%に据え置き**

✓チェックポイント✓

PAN(Permanent Account Number)の取得→日本の親会社の確定申告

日本の税務署から**TRC**(Tax Residency Certificate)の取得→インド子会社で保存

インド知的財産研究会(IPG)

発足 2006年

登録メンバー数(5月14日現在) 56企業・団体等

役員 会長－マルチスズキ、副会長－キヤノン、NGKスパークプラグ

参加対象者

- ①インドに進出している日系企業・団体・政府機関
- ②①に該当しない場合であって、インドの知的財産に関心があり、インドIPGの目的に合致した形でその活動に積極的に参加する意思がある者

主な活動概要

- ①定期会合等を通じたメンバー間での情報共有
- ②外部講師等を招いたセミナー・勉強会の開催
- ③インド政府当局との意見交換・要望書の提出
- ④国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)等との協働

事務局 JETROニューデリー事務所知的財産権部



発足 2012年

部長 今浦陽恵(特許庁から出向)

ワイシャリ・ジェイン(日本語・英語・ヒンディ)

サラウディン(英語・ヒンディ)

管轄地域 南アジア・西アジア

主な活動内容

- ①知的財産に関する情報の収集・提供
- ②日系企業向けセミナーの開催
- ③日系企業からの相談対応
- ④インド知的財産研究会事務局

連絡先 +91-11-4168-3006 IND-IPR@jetro.go.jp



ご静聴ありがとうございました

